

(表)

別記

第1号様式 (第5条関係)

年 月 日

中央区住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金交付申請書

(宛先) 中央区長

次のとおり、中央区住民税非課税世帯等エアコン購入費助成金の交付を申請します。

申請者	ふりがな		電話番号	
	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	中央区		
世帯区分	<input type="checkbox"/> 住民税均等割が課されていない世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護を受給している世帯 (注) 住民税均等割が課せられている者 (別世帯の者を含む。) の扶養親族等のみで構成される世帯は助成対象外です。			
申請理由	<input type="checkbox"/> 自宅にエアコンを設置していないため。 <input type="checkbox"/> 自宅にエアコンは設置しているが、故障等により冷房機能が使用できないため。 (注) 故障等により冷房機能が使用できないエアコンの所有者が、申請者又は申請者と同一の世帯に属する者以外である場合は助成対象外です。			
世帯人数	<input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> 一人暮らし以外 ( 人暮らし)			
自宅の間取り	(記入例: 1ルーム、2Kなど)			
自宅に係る契約状態	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (注) 賃貸住宅にお住まいの方は、申請前に必ず自宅の貸主 (大家、管理会社等) にエアコンの設置工事について許可をもらってください。			

(裏面に続きます。)

(裏)

私及び世帯員は交付決定等に必要な範囲で、中央区が保有する課税情報、生活保護の受給状況等を公簿等で確認することに同意します。

申請者	ふりがな		世帯員	ふりがな	
	氏名			氏名	
世帯員	ふりがな		世帯員	ふりがな	
	氏名			氏名	
世帯員	ふりがな		世帯員	ふりがな	
	氏名			氏名	

(注1) 氏名は本人が自署してください。ただし、成年被後見人等である場合にあっては、本人に代わって法定代理人が署名することができます。

(注2) 上記に同意いただけない場合又は公簿等により課税情報、生活保護の受給状況等を確認できない場合は、別途書類を提出していただきます。

## 1 確認事項

- (1) 助成対象費用の上限額はエアコン本体の購入費が67,000円、エアコンの設置費（撤去費を含む。）が33,000円であり、上限額を超えた部分については自己負担となること。
- (2) 交付決定を受けた後に店舗又は事業所から購入し、及び設置した新品のエアコンが助成対象となること。
- (3) 交付決定を受けた後のエアコンの購入及び設置工事の依頼は、申請者が行うこと。
- (4) 交付決定のため、中央区（委託業者を含む。）が助成対象世帯の自宅について訪問調査を実施すること。
- (5) 中央区が委託業者に対し、訪問調査の実施に必要な範囲内で、助成対象世帯に係る情報を提供するとともに、委託業者から訪問調査により得た情報の提供を受けること。また、必要に応じて生活支援に係る機関に情報の提供を行うこと。

## 2 誓約事項

- (1) エアコンの設置場所は、申請者の住宅であること。
- (2) 自宅に現にエアコンを設置しているが、故障等で冷房機能を使用できないことを理由に助成金を申請する場合は、当該エアコンの所有権が申請者にあること。
- (3) 設置場所が賃貸物件の場合は、助成金の申請前に当該物件の貸主へ助成について説明し、エアコンの設置について承諾を得ていること。
- (4) 助成金で購入し、及び設置したエアコンについて、申請者は最善の注意をもって使用し、維持管理に努めること。
- (5) 助成金で購入し、及び設置したエアコンを事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (6) 住民税均等割が課税されている者（住民基本台帳上別世帯の者も含む。）と同居していないこと。

助成金の申請に当たり、上記の確認事項及び誓約事項について同意し、及び誓約します。

申請者氏名（自署してください。）